

「九州農政局提出の地下水採取事前協議」答申（骨子）

骨子の作成に当たっては、本市の背景、事業者と専門家の見解の相違点を踏まえ、各委員からの意見をカテゴリ毎に整理を行い集約した。

①本市の背景

- 本市は、古くから干拓を繰り返し、その軟弱地盤がゆえに小野、森山地区を中心に地盤沈下に悩まされてきた経過があり、大変重要な懸案事項である。
- 平成9年に諫早湾干拓事業に伴い調整池が淡水化し、それまで地下水に頼っていた農業用水がその調整池の水を利用できることとなった時期と同じくして地盤沈下が収束しつつある状況となった。
- しかしながら、地元住民は大型車が通過する際には住居が揺れ、地盤沈下は収束しつつあるものの、現在でも微量ながら沈下は続いており、地下水を採取した場合は再び地盤沈下に悩まされることを強く懸念している。
- ⑧ ○雨が降らなかったときに、職場（小野島）に大きな穴が開いていた。
- ⑨ ○地元関係者と協議した書面でも地下水採取に関して反対の意向が大変強い

②生命の水

- 38 ○諫早の水は水質がよくとてもおいしい。諫早市民は、多良山系、周辺山間部の地下水の恩恵を受けている。地下水は、諫早市民にとって生命の水である。
- 38 ○安全・安心な水を量質ともに、将来、次世代の子供達に向け、持続可能とすることが現在恩恵を受けている我々市民の権利・義務であり、これを守るのが行政の役割である。
- ⑩ ○小野地区の簡易水道組合の1日の取水量は1,246 m³である。58,000 m³は暴挙と言わざるを得ない、簡易水道の代表者は「命の水」という言葉の連発であり、電気がないのは暮らせるが、水がないとどうしようもない、困ったとって顔色を変えて反対している。

（検討）

市民の生命の水に対する懸念・不安を払拭できない。



同意できない。

③地盤沈下

- 森山、諫早、小野などは、地盤沈下の苦い貴重な体験をしている。
- 35 ○以前国道57号線近くの田にボーリングをしたが、目に見えて田の地盤沈下が起きた。そのような経験から、ボーリングを行えば、地盤沈下は必ず起こる。反対
- ⑪ ○諫早市では、現在も中央地区の大型家電量販店、し尿処理場でも地盤沈下が見られる。

- ④ ○地盤沈下は諫早市にとって、以前からの懸案事項であった。このため、水準測量を実施している。(工業用水、水道水の取水)
- ⑥ ○地盤沈下は、相当期間経年してから起こっている。大量の汲み上げを実施すると、10年、20年後にどのようなことが起こるのか懸念される。
- ⑦ ○地盤沈下の影響は、必ずしも掘ったところではなく、地盤が弱い個所に影響が出てくる。
- 25 ○現在、水収支バランスは、ある程度微妙なところで安定に保たれているのではと思う。そのような状況下で、地下水を採取することは、地盤沈下が進むのではないか。専門家意見は、地盤沈下により、農業や企業への影響があるとのことである。資料から判断すると、ボーリング調査には相当な不安がある。
- ⑩ ○地盤沈下の影響が、30年後しか判らないのであれば、膨大な取水はいかがなものか。
- ⑭ ○地盤沈下の影響が出て取水を止めても、すぐに回復するものではない。
- ⑰ ○涵養量と取水のアンバランスから、無理が生じ地盤沈下は必ずいつの日か起こると考えられる。
- (検討)
- 諫早市の干拓の歴史等から、市民は地盤沈下等を経験しており、科学的な根拠が示されない限り、市民の不安を払拭できない。



科学的根拠がなく同意できない

④事業者と専門家の見解の相違

- 26 ○この地盤沈下等周辺の影響について、事業者は地盤沈下発生の主な原因となる上部帯水層とつながっていない深部の強固な岩盤に含まれる裂か水を採取するため可能性が低いとの見解であるが、専門家の意見では上部帯水層と岩盤の間に不透水層が全域にあるとは考えにくく、上部帯水層と岩盤がつながっている可能性は否定できないとの見解である。
- 29 ○また、強固な岩盤の亀裂に存在する裂か水を採取するとの事業者の主張であるが、専門家は、強固な岩盤とは推定されず、帯水層のイメージは砂礫帯水層と推定されているなど、事業者と専門家の見解に相違がある。

⑤安心・安全な市民生活

- ⑤ ○市民の生活を保証できるという科学的根拠が示されているかどうか本審議会の中で判断ができるかというところである。
- ⑬ ○諫早市民の生命と健康をいかに守るかが重要な視点である。
- 27 ○小野島は今も地盤沈下が起こっている。ボーリングは絶対反対。これ以上、地域住民を苦しめないでほしい。
- 28 ○子供たちが、20年、30年後に地盤沈下により、小野に住めなくなるのではないか。そう

ならないようにしてほしい。(財産保全)

32 ○地盤沈下が想定される以上、採水は取り返しのつかないことになる。

33 ○市民の安全・安心な生活が保障されるのか疑問である。

(検討)

科学的に、市民の安全・安心が解明・保障されているか。



十分に解明されていないために同意できない。

⑥計画の妥当性 (科学的根拠)

① ○現在、諫早市においても地下水取水を行っているが、限界揚水量の70%を揚水量の適正水準としてこの範囲内での取水を行っている。農政局の58,000 m³は、限界揚水量の70%内であるとの科学的根拠が示されていない。科学的根拠が判断できなければ、地下水採取について、同意できない。

⑯ ○九州農政局の説明は、地下水採取による地盤沈下、水収支がどうなるのか充分解明されていない。

⑲ ○農水省は硬い岩の裂け目から採水するというが、日量58,000 m³の補給が可能か疑問である。

⑳ ○農政局主張の長崎火山岩類ではなく、有喜火山岩類に属し、凝灰角礫岩との専門家意見。この層は、礫が2~3mmで透水性が大きく採水すると引き込まれ、地盤沈下につながる。

29 ○農水省の主張には、矛盾がたくさんある。

34 ○水位降下が見られた場合、影響がどうなのか、中止した場合の影響は、地盤沈下を未然に防止できるとの科学的根拠が示されていない。

(検討)

地下水採取にあたり、地下水の収支バランス等、安心な生活を保障できる科学的な根拠に乏しく、数値根拠等が明確に説明されていない。よって、市民の不安を払拭できない。



科学的根拠に乏しいため同意できない。

⑦経済への影響

23 ○中核工業団地へ送水している工水にまで影響があり、諫早市の経済にも影響が大である。

⑧その他

24 ○大量の地下水取水による潮受堤防への影響はどうか。(地盤沈下等)

(まとめとして)

- 本件地下水採取については、諫早市民の生活及び経済に密接に関係するものであり、市民の安全・安心な生活が保障されるとの確証が得られなければならない。
- 地盤沈下や水収支についての科学的根拠が明確に示されておらず、地盤沈下、水質の変化及び地下水枯渇等が大変懸念される。
- 既存の施設では取水量を制限し、監視を行なうなど現在の微妙なバランスを保つよう取水しており、バランスが崩れた場合の影響は否定できない。
- よって、地下水採取事前協議については、懸念事項を払拭できるものではなく、合意できないとすることが望ましいとの結論とする。